

寒川町介護保険条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																												
～略～	～略～																												
(減免の割合)	(減免の割合)																												
第5条 条例第14条第1項の規定による保険料の減免は、次の各号に掲げる <u>区分</u> _____ に応じ、当該各号に定める割合により行うものとする。	第5条 条例第14条第1項の規定による保険料の減免は、次の各号に掲げる <u>場合の区分</u> _____ に応じ、当該各号に定める割合により行うものとする。																												
(1) 条例第13条第1項第1号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる <u>区分</u> _____ に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合	(1) 条例第13条第1項第1号に該当する場合 次の表の左欄に掲げる <u>住宅、家財等の損害の程度の区分</u> _____ に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第13条第1項第1号に規定する損害の程度</td> <td>生計中心者の前年の合計所得金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">30%以上50%未満</td> <td>300万円以下</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td style="text-align: center;">12.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">50%以上</td> <td>300万円以下</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え450万円以下</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td>450万円を超え600万円以下</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td>600万円以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	割合	条例第13条第1項第1号に規定する損害の程度	生計中心者の前年の合計所得金額	30%以上50%未満	300万円以下	50%	300万円を超え450万円以下	25%	450万円を超え600万円以下	12.5%	50%以上	300万円以下	100%	300万円を超え450万円以下	50%	450万円を超え600万円以下	25%	600万円以下		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅、家財等の損害の程度</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>半壊、大規模半壊及び床上浸水</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 この表における損害の程度とは、 官公署の長が発行する証明書等における損害の程度をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	住宅、家財等の損害の程度	割合	全壊	100%	半壊、大規模半壊及び床上浸水	50%	備考 この表における損害の程度とは、 官公署の長が発行する証明書等における損害の程度をいう。	
区分	割合																												
条例第13条第1項第1号に規定する損害の程度	生計中心者の前年の合計所得金額																												
30%以上50%未満	300万円以下	50%																											
	300万円を超え450万円以下	25%																											
	450万円を超え600万円以下	12.5%																											
50%以上	300万円以下	100%																											
	300万円を超え450万円以下	50%																											
	450万円を超え600万円以下	25%																											
	600万円以下																												
住宅、家財等の損害の程度	割合																												
全壊	100%																												
半壊、大規模半壊及び床上浸水	50%																												
備考 この表における損害の程度とは、 官公署の長が発行する証明書等における損害の程度をいう。																													
備考 この表における用語の意義は、次のとおりとする。																													
(1) 損害の程度 官公署の長が発行する証明書等における損害の程度をいう。																													
(2) 生計中心者 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。																													
(2) (略)	(2) (略)																												
(加える)	2 減免の対象となる保険料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める保険料とする。ただし、当該保険料のうち既に納付されているものは、減免の対象としない。																												
	(1) 条例第13条第1項第1号に該当する者 当該災害による損害が生じた日																												

以後の納期に係る保険料

(2) 条例第13条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する者 当該減免の申請があった日以後の納期に係る保険料

3 保険料を減免する場合において、当該減免後の保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(減免期間)

第6条 保険料の減免の期間は、同一年度内とする。ただし、前条第1項第1号の減免に係る期間については、普通徴収の方法によって徴収する保険料については10期分、特別徴収の方法によって徴収する保険料については6期分を限度として年度を超えて減免することができる。

～略～

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(加える)

(減免期間)

第6条 保険料の減免の期間は、同一年度内とする。ただし、前条第1号の減免に係る期間については、50%以上の減免にあっては12期分、50%未満の減免にあっては6期分を限度として年度を超えて減免することができる。

～略～